Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

三井住友海上プライマリー生命のホームページから閲覧する方法

1. 三井住友海上プライマリー生命ホームページ(https://www.ms-primary.com)にアクセスし、「商品情報」をクリック
2. 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
3. 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード 0300019810

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。
※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。

自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」等を必ずご確認ください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ずこの保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。
その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページでご確認いただけます。

この保険は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
この保険の正式名称は、新通貨選択生存保障重視型個人年金保険(指数連動型)です。

引受保険会社
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**
https://www.ms-primary.com

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。

©2024 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

募集代理店
野村證券株式会社
取扱者(生命保険募集人)

M2407502-H1 2024.07 OT MSPL-2407-B-0182-00 No.2510/24.07

2024年7月版

三井住友プライマリー指数連動年金

(円建／外貨建)

新通貨選択生存保障重視型個人年金保険(指数連動型)

ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
元本割れすることがあり、また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

引受保険会社 三井住友海上プライマリー生命 MS&AD INSURANCE GROUP
募集代理店 野村證券株式会社

お客さまの資産を守りながら、年金原資をふやす楽しみがある年金商品です。

お客さまのニーズにあわせて、
2つのコースからお選びいただけます

もしもの時に、家族にのこすお金は減らしたくないわ。
それに、ふえることが契約時にわかると安心ね。

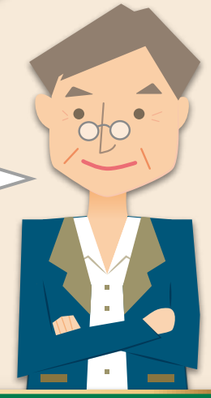

自分のためにつかうお金だから、ふやすしくみをしっかり活かして運用をたのしみたいなぁ。

死亡保障100%コース

契約年齢　0歳～

一時払保険料と同額の死亡保険金額を保証し、契約時に一時払保険料以上の基本年金原資が確定します

イメージ図

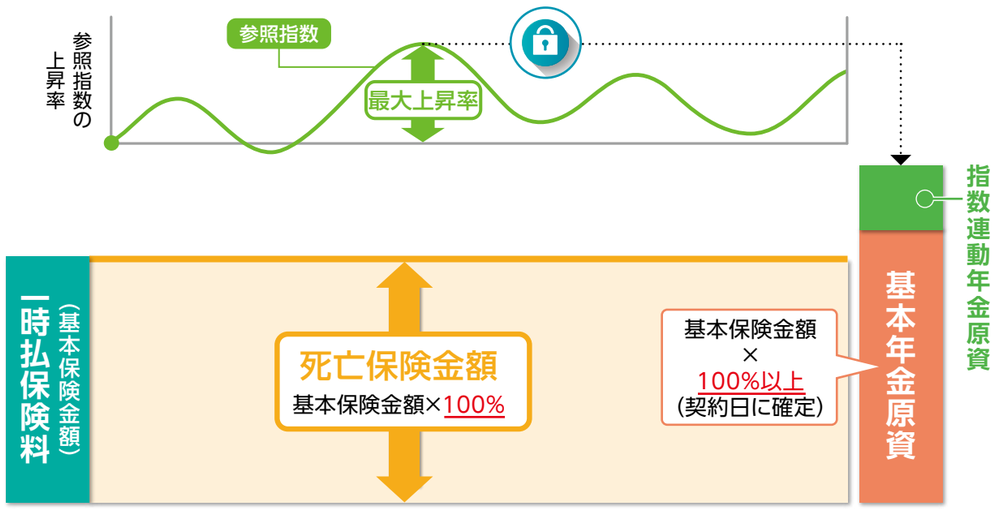

詳しくはP3～4へ

死亡保障70%コース

契約年齢　50歳～

死亡保険金額等を抑えることで、据置期間満了時に運用結果をより大きく反映します

イメージ図

詳しくはP5～6へ

1　ご契約後は、別のコースに変更することはできません。

死亡保障100%コース

契約年齢 0歳～

据置期間中の死亡保障や、契　約時に確定する金額を重視されるお客さまへ

商品の特徴

一度上昇した**最大上昇率**は、**参照指数**が下落しても**下がりません**。

最大上昇率は、基準日*1以後**0.01%単位で毎営業日判定**を行うため、タイミングを逃しません。

最大上昇率について　詳しくはP9へ

*1 基準日は、「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日となります。

コースのポイント

据置期間中の**死亡保険金額**は、**基本保険金額の100%*2**が保証されます。

基本年金原資は、**契約通貨建てで一時払保険料以上**となります。

*2 死亡保険金額は、基本保険金額の100%で固定され、据置期間満了日まで継続します。

イメージ図

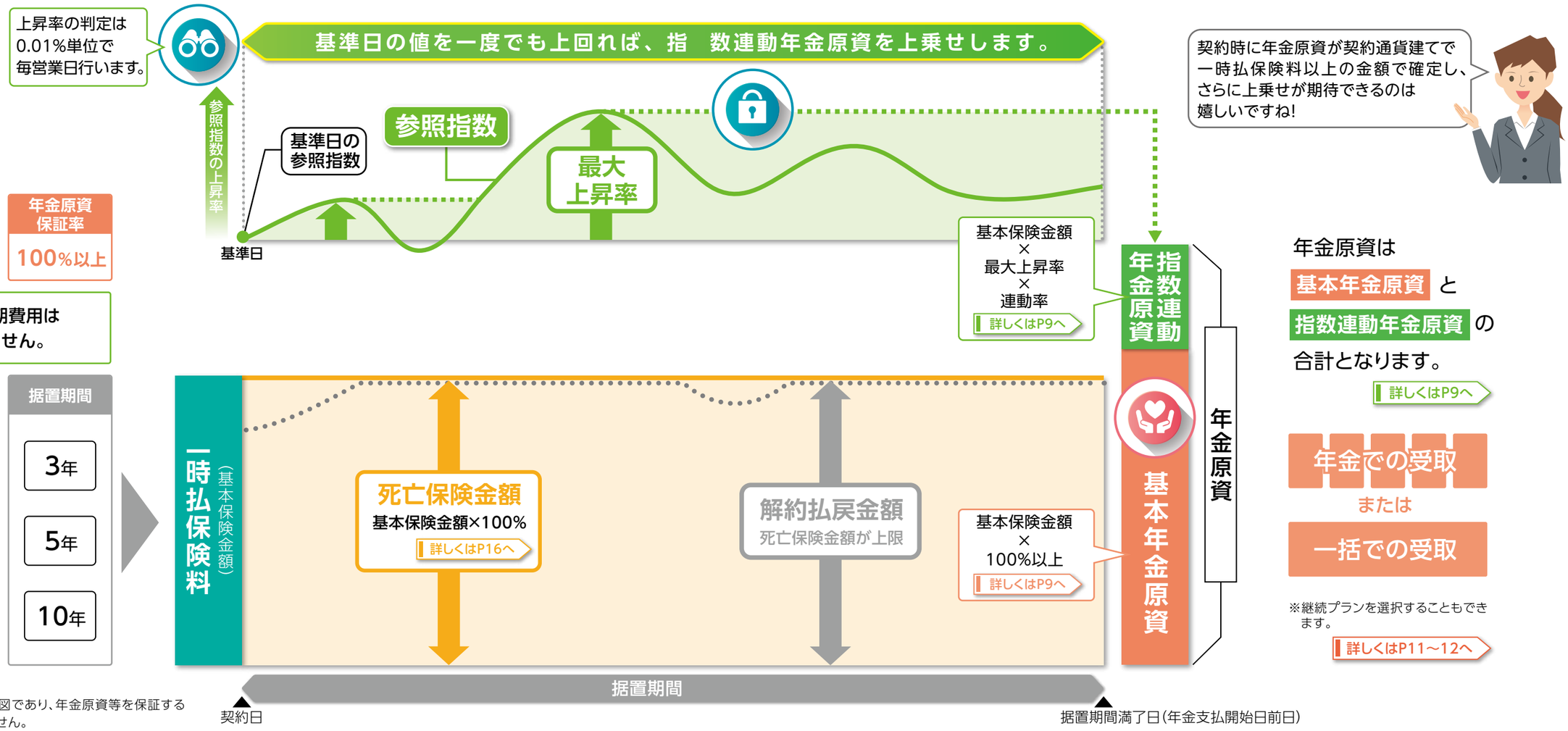

死亡保障率	年金原資保証率
100%	100%以上

契約初期費用はありません。

契約通貨	据置期間
米ドル	3年
円	5年
	10年

※上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

ご注意ください

- 指数連動年金原資は年金支払開始日に確定するため、**据置期間中に死亡された場合や解約された場合、お受取りいただくことができません。**
- 据置期間中に**参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合、指数連動年金原資はゼロとなり、年金原資は基本年金原資のみ**となります。
- この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**また、**解約時の市場金利、契約通貨が外貨の場合の為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。**

詳しくはP14へ

死亡保障70%コース

契約年齢 50歳～

据置期間中の死亡保障を抑え、より大きな運用成果を期待したいお客さまへ

商品の特徴

一度上昇した**最大上昇率**は、**参照指数**が下落しても**下がりません**。

最大上昇率は、基準日*以後**0.01%単位で毎営業日判定**を行うため、タイミングを逃しません。

最大上昇率について　詳しくはP9へ

*基準日は、「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日となります。

コースのポイント

死亡保険金額や解約払戻金額は基本保険金額の70%、**基本年金原資**は、基本保険金額と同額に抑制します。

これにより死亡保障100%コースと比べ、**指数連動年金原資**に**運用結果が大きく反映されます**。

イメージ図

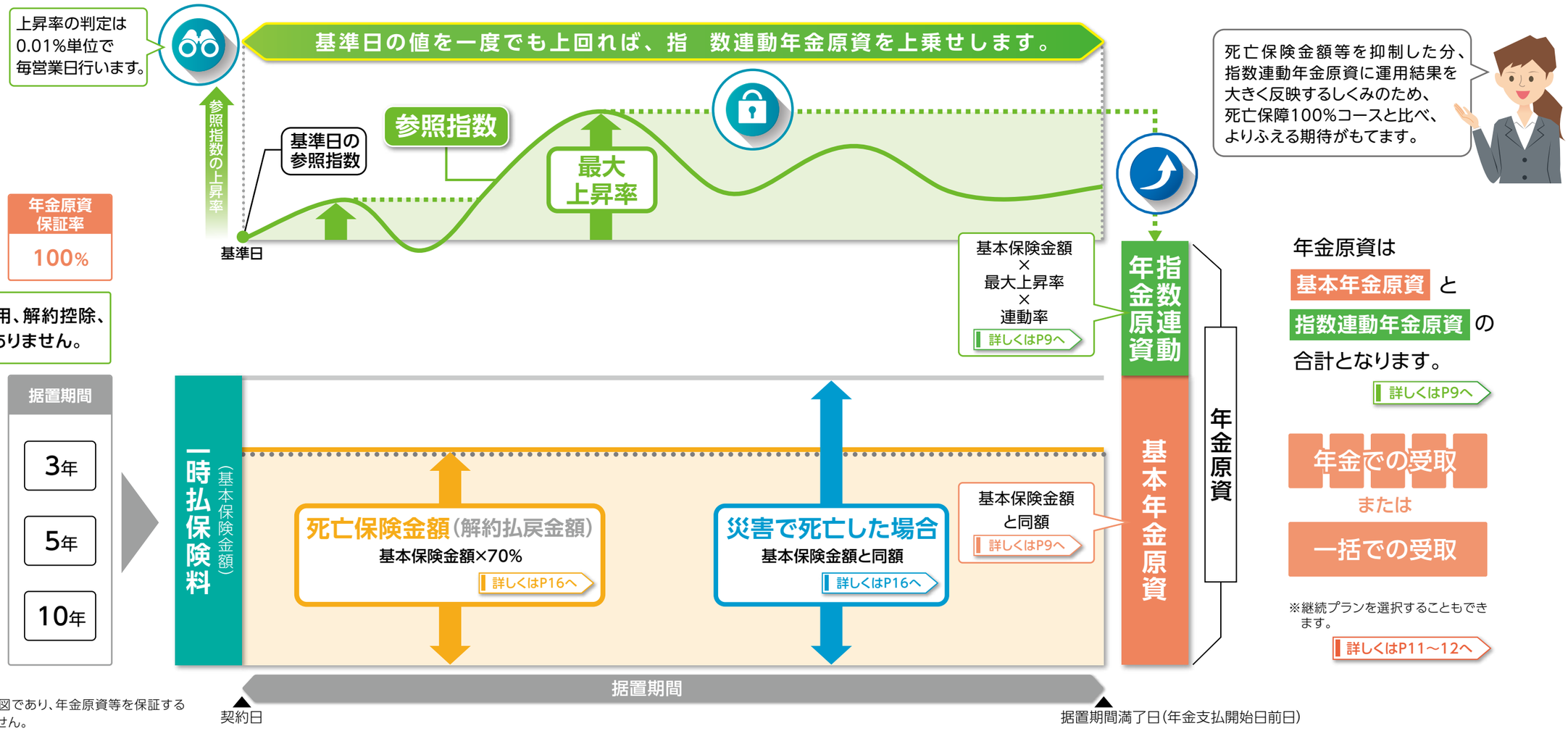

死亡保障率	年金原資保証率
70%	100%

契約初期費用、解約控除、市場調整はありません。

契約通貨	据置期間
米ドル	3年
円	5年
	10年

※上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

ご注意ください

- 指数連動年金原資は年金支払開始日に確定するため、**据置期間中に死亡された場合や解約された場合、お受取りいただくことができません。**
- 死亡保険金および解約払戻金は、基本保険金額に70%を乗じた額のため、**一時払保険料を下回ります。**
- 据置期間中に**参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合、指数連動年金原資はゼロとなり、年金原資は基本年金原資のみ**となります。
- この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**また、契約通貨が外貨の場合、**為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。**

詳しくはP14へ

参照指数について

参照指数と指数スポンサー

●上昇率の算出に用いる「参照指数」は、契約通貨に応じて、下記のとおりとなります。

契約通貨	米ドル	円
参照指数	フィデリティSGM戦略指数Ⅰ(米ドル)	フィデリティSGM戦略指数Ⅰ(日本円)
指数スポンサー	ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー	
指数助言会社	フィデリティ・インターナショナル	

※SGMは、システマティック・グローバル・マクロの略です。

参照指数の特徴

●参照指数は、世界株式・世界債券・為替の幅広い資産種類を投資対象とし、指数助言会社による各構成要素資産の配分比率の助言をベースとして、指数スポンサーが所定のルールに基づきリスク・コントロールを行った投資戦略の運用成果を示す指数です。

資産配分の見直し

- 指数助言会社の特徴の異なる複数の定量モデルを活用し、株式・債券・為替など、合計15の構成要素資産の配分比率を決定します。
- 資産配分にあたっては、債券売り建ての活用等により市場の下落局面でも収益機会を追求する運用を目指します。
- 指数助言会社は市場の変化に対応するため、配分比率を決定する運用手法の見直しを適宜行います。

リスク・コントロール

- 決定された配分比率をもとに、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー(指数スポンサー)が各構成要素資産のポジション(資産バスケット)を構築します。
- 資産バスケットの価格変動リスクが均等になるように、日次で投資割合を増減させ、運用リターンの安定性を高めることを目指します。

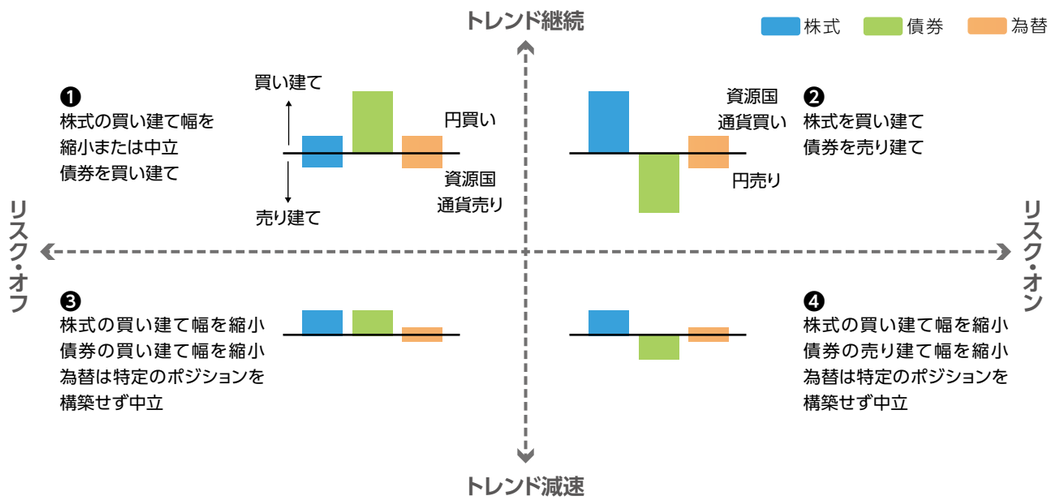

参照指数のシミュレーション

●参照指数の推移(2008年5月8日を100として算出)

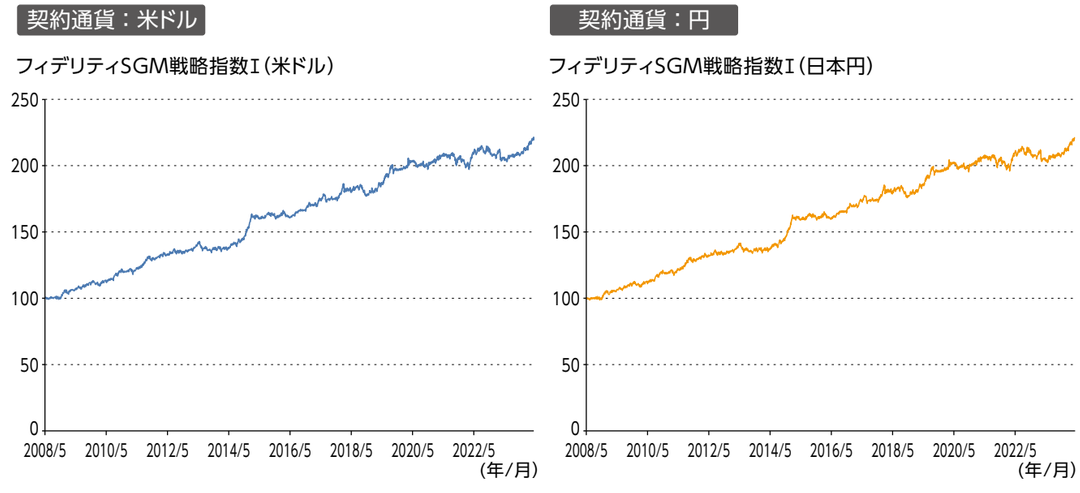

●資産配分の推移(リスク・コントロール後)

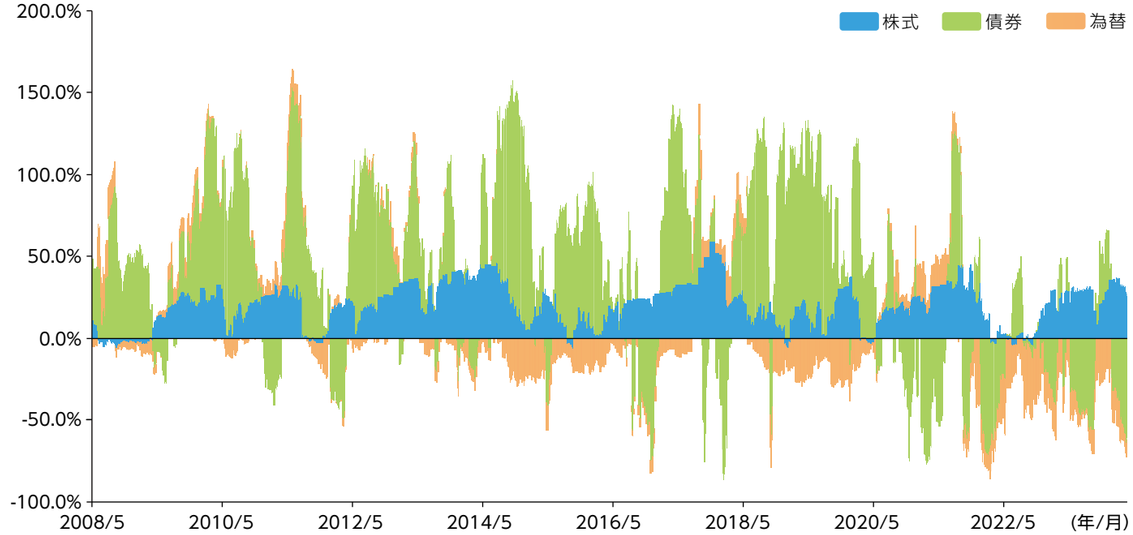

・期間：2008年5月8日～2024年4月11日
・ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーからの参照指数等に係る提供データを利用して、三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。
<参考>複製コストのシミュレーション結果：年0.63%～年1.20%の範囲、平均値は年0.92%(期間：2008年5月8日～2024年4月11日)

ご注意ください

■ 上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値であり、**実際の運用成果を表したものではありません。**また、**将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**

■ 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

年金原資について

年金原資の計算方法

年金原資は、**基本年金原資** と **指数連動年金原資** の合計となります。

基本年金原資 ＝ 基本保険金額 × **年金原資保証率**

指数連動年金原資 ＝ 基本保険金額 × **最大上昇率** × **連動率**

年金原資保証率

コースによって設定が異なります。

死亡保障100%コース	100%以上となり、契約日に確定します。 契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、連動率、被保険者の性別・年齢によって設定されます。 適用される年金原資保証率は、保険設計書等でご確認ください。
死亡保障　70%コース	100%となります。

最大上昇率

基準日*以後、年金支払開始日前日までの各日において、参照指数の値が基準日の値に対して上昇した割合（上昇率）のうち、**最も大きい値**をいいます。
「最大上昇率」は、**0.01%単位で毎営業日判定**を行います。
（0.01%未満を切捨て、0未満の場合は0とします。）

＜上昇率の計算方法＞

$$上昇率(\%) = \frac{各日の参照指数の値 - 基準日の参照指数の値}{基準日の参照指数の値} \times 100$$

参照指数について　詳しくはP7へ

＊基準日は、「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日となります。

連動率

コースによって設定が異なります。

死亡保障100%コース	契約通貨ごとに固定されています。 米ドル 40%　円 15%
死亡保障　70%コース	契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、被保険者の性別・年齢によって設定され、契約時に確定します（据置期間中に変更されることはありません）。 適用される連動率は、保険設計書等でご確認ください。

連動率について

連動率の設定について

◆「連動率」とは、指数連動年金原資を計算するための割合をいい、コースによって設定が異なります。

コース	連動率	
死亡保障100%コース	契約通貨：米ドル　40%	契約通貨：円　15%
死亡保障70%コース	契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、被保険者の性別・年齢によって設定され、契約時に確定します。	

死亡保障70%コースでの連動率に与える影響について

◆死亡保障70%コースにおける連動率は、契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、被保険者の性別・年齢によって設定されます。
そのため、据置期間と被保険者の性別・年齢の契約条件が同じ場合、積立利率が高い契約ほど、連動率は高くなります。

【ご参考】2024年4月15日 ～ 2024年4月28日に適用される積立利率（据置期間:10年）

積立利率：3.80%		積立利率：0.65%
契約通貨：米ドル		契約通貨：円
連動率　高	＞	低

積立利率は米ドルの方が高いため、
連動率も米ドルの方が高くなります。

据置期間満了を迎えるにあたって ご選択いただけるプラン

受取プラン

年金　年金で受取りたい方

確定年金

年金支払期間	5年・10年・15年・20年
年金支払開始年齢	3歳～90歳（被保険者年齢）

年金支払期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。
年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金*としてお受取りいただけます。

*死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただくこともできます。

年金総額保証付終身年金

年金支払開始年齢	50歳～90歳（被保険者年齢）

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受取りいただけます。
被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただけます。

一括　年金原資を一括で受取りたい方

年金原資の一括でのお受取り

一括での受取

年金でのお受取りにかえて、年金原資を一括でお受取りいただけます。

ご注意ください

- 将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の受取中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

継続プラン

繰下げ　お受取りを待ちたい方

年金支払開始日を1年きざみで繰下げることができ、いつでも年金の受取りを開始できます。

- 年金支払開始年齢が90歳までとなります。
- 繰下げ時に、他の契約通貨に変更できます。
- 繰下げ期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡された日の積立金額が死亡保険金となります。
- 繰下げ期間中に解約する場合は、解約日の積立金額が解約払戻金となります。
- 積立金額は更改日（繰下げ前の年金支払開始日）における年金原資の額に三井住友海上プライマリー生命の定める利率を用いて経過した期間により計算します。

イメージ図

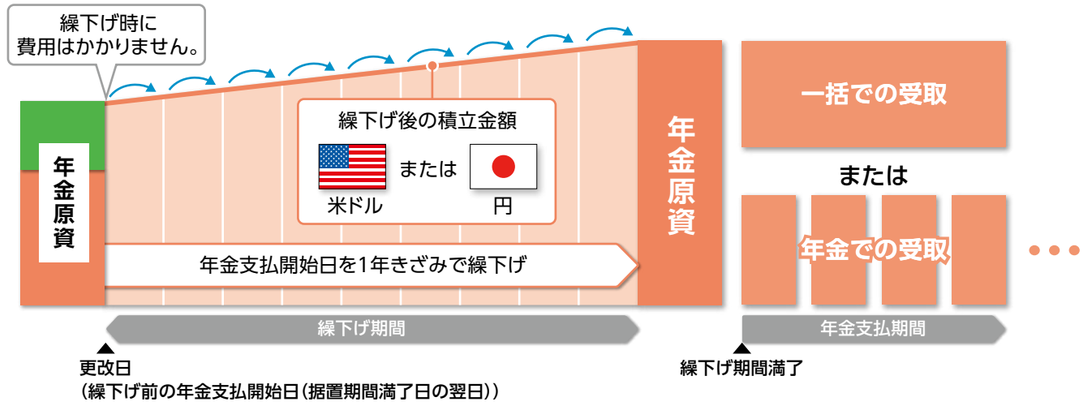

※上図は、年金支払開始日の繰下げをご理解いただくためのイメージ図です。
また、繰下げ開始後の利率が同じ利率であると仮定しています。

状況によって、
年金の受取りを遅らせることもできるんだね！

据置期間満了日に為替の
影響で円に替えたくないときにもつかえるのね！

終身移行　終身保障を希望される方

終身移行特約を付加し、移行日（年金支払開始日）に契約通貨建ての終身保障に移行できます。

- 移行する際、他の契約通貨に変更できます。
- 終身保障への移行後、年金移行特約（定額保険用）を付加することで、解約払戻金を原資とした年金に移行できます。

税金のお取扱いについて

ご契約時

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

解約時

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	
年金総額保証付終身年金	所得税（一時所得）+住民税	

年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

契約日から5年以内	契約日から5年超
20%源泉分離課税	所得税（一時所得）+住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合は、契約日からの経過年数にかかわらず贈与税が課税されます。

死亡保険金受取時

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*1
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

*1「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取時

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）+住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）+住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）+住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時		贈与税*2
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）+住民税

*2 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

ご注意ください

- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2024年4月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

リスクと諸費用について

リスクについて

為替リスクについて

契約通貨が外貨で一時払保険料を円でお払込みいただく場合や、死亡保険金、災害死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）を円でお受取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を円に換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

市場リスクについて

死亡保障100%コースにおいて据置期間中にこの保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用について

ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

据置期間中にご負担いただく費用

- 据置期間中に適用される積立利率は、据置期間および契約通貨に応じた指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、据置期間によって異なります。
  ※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
  ※指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認いただけます。
- 参照指数の計算にあたり、戦略控除率（指数値に対し年率1.0%）および複製コスト（投資対象資産に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。
  ※法令、規制の変更その他の理由によりこれらの控除率等の水準は変更されることがあります。

外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を円で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM−50銭

年金支払期間中にご負担いただく費用
（遺族年金支払特約および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中も含みます。）

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

解約時にご負担いただく費用（死亡保障100%コースのみ）

据置期間に応じて、契約日から解約日（移行日）までの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乗じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

契約日からの経過年数		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
外貨	据置期間3年	2.4%	1.6%	0.8%	—	—	—	—	—	—	—
	据置期間5年	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	—	—	—	—	—
	据置期間10年	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%
円	据置期間3年	1.2%	0.8%	0.4%	—	—	—	—	—	—	—
	据置期間5年	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	—	—	—	—	—
	据置期間10年	2.5%	2.2%	2.0%	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%

※終身保障への移行後および年金支払開始日の繰下げの場合は、解約控除の適用はありません。

ご契約および各種お取扱いについて

		死亡保障100%コース	死亡保障70%コース
契約通貨		米ドル・円	
据置期間		3年・5年・10年	
一時払保険料（保険料の払込方法は一時払のみ）	最低	【米ドル】1万ドル（1ドル単位）　【円】100万円（1万円単位） ※円入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。	
	最高	20億円 （契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額）	
契約年齢（契約日における被保険者の満年齢）		【据置期間 3年】0歳～87歳 【据置期間 5年】0歳～85歳 【据置期間10年】0歳～80歳	50歳～74歳
年金種類・年金支払期間		【確定年金】 5年・10年・15年・20年 【年金総額保証付終身年金】 終身	
年金支払開始年齢		【据置期間 3年】 3歳*～90歳 【据置期間 5年】 5歳*～90歳 【据置期間10年】10歳*～90歳 *年金総額保証付終身年金の場合は50歳となります。	【据置期間 3年】53歳～90歳 【据置期間 5年】55歳～90歳 【据置期間10年】60歳～90歳
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者	契約者と被保険者が同一の契約のみ取扱います
年金受取人		契約者または被保険者	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族	
クーリング・オフ制度		**クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。** お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、三井住友海上プライマリー生命へ書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。（募集代理店では受付できません。）	
増額・一部解約		お取扱いいたしません。	
付加できる主な特約	円入金特約	外貨建契約の保険料を円でお払込みいただくことができます。	
	遺族年金支払特約	保険金の全部または一部を一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。	
	円支払特約	外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお受取りいただくことができます。	
	終身移行特約	年金支払開始日を移行日として、年金原資の額を基に終身保障へ移行することができます。	
	年金移行特約（定額保険用）	終身保障への移行後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行することができます。	
	指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。 ※請求にあたって、費用は発生いたしません。	

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の契約通貨が外貨の場合の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。
※通貨・金利環境等によりお取扱い範囲を変更する場合があります。
※死亡保障70%コースの場合、ご契約者が法人となる契約のお取扱いはできません。

死亡保障について

●据置期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。また、死亡保障70%コースで被保険者が「所定の不慮の事故」または「所定の特定感染症」を理由として死亡された場合は、死亡保険金とあわせて災害死亡保険金をお支払いします。

	死亡保障100%コース	死亡保障70%コース
死亡保険金	基本保険金額と同額	基本保険金額に70%を乗じた額
災害死亡保険金	なし	基本保険金額に30%を乗じた額

※「不慮の事故」および「特定感染症」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

年金のお受取りについて

●年金のお受取手続き
年金支払開始日の約3カ月前に、ご契約者宛に年金支払請求に関するご案内を送付させていただきます。

●年金のお振込み
年金支払日の翌日からその日を含めて5営業日以内にご指定の口座にお振込みいたします。

※年金のお受取りについては、2024年4月1日現在の内容について記載しておりますが、今後変更になる可能性があります。

積立利率・為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率　年金原資保証率や連動率を設定する為に用いられる利率です。

指標金利　積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の市場調整額の計算に用いられる金利です。

為替レート　円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

＊ 米ドル(USD)：午前10時30分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104

最新の積立利率・為替レートはこちら▶

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問合わせください。

アフターサービスについて

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ プライマリー生命マイページ

● ご契約内容の照会　● 住所変更　● 生命保険料控除証明書の再発行　等

※法人のお客さまは、住所変更や生命保険料控除証明書の再発行等はサービスの対象外となります。

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。

三井住友海上プライマリー生命ホームページ
https://www.ms-primary.com

プライマリー生命マイページご利用方法

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。
お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。
※仮パスワードがお手元にない場合や不明な場合、または法人のお客さまは、新規ご登録画面へアクセスしてください。
仮パスワードの発行ができます。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

● ご契約内容の照会　● 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-81-8107**
（ハイ、パートナー）

受付時間
月曜日～金曜日
（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内／マイナンバーの事前登録のご案内　等 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
据置期間中	ご契約状況のお知らせ 毎年1回、契約者あてにご案内*します。 ＊ 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
年金受取前	年金受取に関する請求書類 契約者あてに郵送します。 ※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。
年金受取中	年金証書／お支払通知書 1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2024年7月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

＊「ご契約状況のお知らせ」は、ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、末永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス

家族が契約の内容を知らないのは不安だわ…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。
保険証券に同封している申込書でお申込みいただけます。

指定代理請求特約

将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなってしまったら、どうしたらよいだろう…

年金受取期間中に、年金受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまい、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ**「指定代理請求特約」**を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人に代わって当請求を行うことが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

指定代理請求人が請求可能なお手続きの種類	年金・一括（年金原資）の請求、住所変更、口座変更

その他お困りごと

父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまい、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。
ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。
なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。